2023 年 4 月

２０２３～２０２４年度協力会社募集のご案内

拝啓　時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

阪神高速技研株式会社では、弊社が受注する土木構造物の補修・改築設計や交通データ整理等の業務を実施するにあたり、弊社技術者とともに効率よく遂行するための役務提供に、ご協力していただける法人及び個人事業主様を募集しています。

当該役務作業提携にあたっては、設計作業部門や道路・交通作業部門において、高度な技術力を必要としない簡易な作業を対象としており、これらの作業に係る作業遂行技術力を有する法人及び個人事業主様を弊社の基準による審査の元、協力会社として登録させていただきます。

その後適時、弊社が対象業務を受注した後、あらかじめ登録している法人及び個人事業主様に対して役務作業内容を申し入れ、見積りを依頼します。契約内容については、相互の協議により了承の上で、役務作業の契約を締結いたします。

弊社の協力会社の登録をご希望される法人及び個人事業主様は、下記募集要領をご査収のもと、提出書類様式をダウンロードしていただき、必要書類にご記入の上ご提出ください。

弊社、協力会社へ登録のほどお願い申し上げます。

敬具

2023 年 4 月

協力会社募集要領

募集対象とする部門

協力会社の募集は、以下の２部門に係る役務作業を対象として行います。
なお、同時に複数の部門への応募も可能です。

1. 設計作業部門
   （構造物等の作図作業／構造物等の数量計算作業／構造解析計算作業）
2. 道路・交通作業部門
   （道路関係平面図等の作図作業／道路線形検討作業／交差点処理検討作業／交通量調査作業／交通データ整理作業／交通渋滞計算作業／道路防災に関する基礎資料作成作業／環境測定補助作業）

契約規模

法人の場合：1 件当たり 250 万円未満
個人事業主の場合：1 件当たり 100 万円未満

申込みの資格要件

（法人の場合）

1. 近畿圏に本社、支店、営業所を有する法人であること。
2. 過去 5 年以内に、建設業法、商法、刑法等の規定に違反し、罰金以上の処分を受けていないこと。また、会社役員に同様の経歴を持つ者がいないこと。
3. 過去 5 年以内に、銀行取引停止、債権譲渡等の商取引上の紛争がないこと。
4. 暴力団等（阪神高速技研株式会社暴力団排除措置要領第 11 条に定めるものをいう。）を排除することに関して、別途誓約書（弊社所定の様式－５）を提出すること。
5. 社会保険適用事業者であること。

（個人事業主の場合）

1. 近畿圏に在住する者であること。
2. 過去 5 年以内に、建設業法、商法、刑法等の規定に違反し、罰金以上の処分を受けていないこと。
3. 過去 5 年以内に、銀行取引停止、債権譲渡等の商取引上の紛争がないこと。
4. 暴力団等（阪神高速技研株式会社暴力団排除措置要領第 11 条に定めるものをいう。）を排除することに関して、別途誓約書（弊社所定の様式－５）を提出すること。

申込みのための提出資料

※下記の書類各一部を郵送してください。

（法人の場合）

1. 登記事項証明書（写し）（発行より３ヶ月以内のもの）
2. 会社案内（あらかじめ作成されている場合は提出ください）
3. 応募する部門に該当する過去３か年における業務実績（弊社所定の様式－１に記入）(完了した業務のみを対象として記載してください）
4. 決算書（過去３か年分）
5. 会社概要報告書（弊社所定の様式－２に記入）
6. 代表者の経歴書（様式自由）
7. 建設コンサルタント登録及び建設業許可書の写し（取得されている場合は提出ください）
8. 誓約書（弊社所定の様式－３に記入）
9. 暴力団排除等に関する誓約書（弊社所定の様式－５に記入）

なお、阪神高速道路株式会社における競争参加資格及び全省庁統一資格を有する場合には、これを証明する資料を提出することで 1.2.4.6.7.の書類の提出に代えることができます。

（個人事業主の場合）

1. 応募する部門に該当する過去３か年における業務実績を含む代表者の経歴書
2. 過去３年の納税証明書
3. 誓約書（弊社所定の様式－４に記入）
4. 暴力団排除等に関する誓約書（弊社所定の様式－５に記入）

注 1） 個人情報等、提出された書類の内容については、第三者に開示しないとともに、本募集の目的以外には使用いたしません。

注 2） 提出書類については返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

審査・登録及び作業依頼

1. 申込書及び提出書類受領後、弊社にて資格要件等の審査をさせていただきます。
2. 審査の結果、合格された法人及び個人事業主様については、弊社の協力会社として登録させていただきます。協力会社として登録されることに承諾される場合は、承諾書（弊社所定の様式に記入）を提出いただきます。なお、審査結果は、審査に合格された法人及び個人事業主様にのみ連絡させていただきます。
3. 弊社の協力会社として登録させていただいた法人及び個人事業主様には、引き合い案件を選定し見積りを依頼いたします。なお、見積りは 2 社以上に依頼させていただきます。（弊社の業務受注状況によっては、業務を依頼することができない場合もございますのであらかじめご了承ください）
4. 見積り金額の低い１社と協議の結果、双方合意に達した場合は、当該案件の個別契約を締結させていただきます。なお、個別契約の手続きとしては、注文書を発行させていただき、同注文書に対する請書の受領をもって個別契約の成立とさせていただきます。

以　上